

移動等円滑化取組計画書

令和 6 年 6 月 26 日

住 所 広島県広島市中区 10 番 52 号

事業者名 広島県
代表者名 広島県知事 湯崎 英彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
広島港宇品旅客ターミナルは、移動円滑化基準に適合しているものの、バリアフリー化の向上を目指し、次の設備の改良を行う。
・ 旅客ターミナル内の和式トイレの一部を洋式トイレに改良する。(継続)
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
① 利便施設の機能及び利用方法について積極的な誘導支援を行う。
② 利便施設の情報をホームページ等で周知する。
③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、障害者差別解消法等について現地係員等に周知し、知識の向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
トイレ (旅客ターミナル)	和式トイレの一部を洋式トイレに改良する。(継続)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー設備の維持管理	バリアフリー設備の使用に支障がないように、修理・修繕等の適切な維持管理を行う。(継続)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障害者等の旅客施設における誘導の実施	広島港宇品旅客ターミナルにおける利便施設（オストメイト、点字案内、多目的トイレ、車いす等）の機能及び利用方法について現地係員等に周知し、積極的な誘導支援を行う。(継続)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページ等での周知	広島港宇品旅客ターミナルにおける利便施設（オストメイト、点字案内、多目的トイレ、車いす等）の場所、機能、利用方法等についてホームページや案内看板で周知する。(継続)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
関係法令の習熟	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、障害者差別解消法等について、現地係員等に周知し、知識の向上を図る。(継続)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用者のマナー啓発	「心のバリアフリー」を推進するため、ポスターを掲示し、利用者のマナー啓発の取組を行う。(継続)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

設置者及び管理者において、広島港宇品旅客ターミナルの利用に係る問題点について定期的に情報共有する。(継続)

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ホームページ上に掲載する。

VI その他計画に関連する事項

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。